

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 1 6 日

学校法人 桜美林学園
理 事 会 御中
評議員会 御中

学校法人 桜美林学園

常勤監事 杉崎 正彦

監 事 小林 敬子

私たち監事は、私立学校法第 3 7 条第 3 項（令和 2 年 4 月 1 日施行）及び学校法人桜美林学園寄附行為の規定に従い、学校法人桜美林学園の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで）の、理事の業務執行の状況を含む業務及び財産の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、学校法人桜美林学園監事監査規程の規定に従い、必要と認めた監査手続を実施した。

以上の監査の結果、理事の業務執行の状況を含む学校法人の業務及び財産の状況について、明確な不正の行為並びに法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上